

大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会規則の一部を改正する規則

(大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会規則の一部改正)

第一条 大阪府都市基盤施設維持管理技術審議会規則(平成二十五年大阪府規則第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第一条 (略)</p> <p>第二条―第五条 (略)</p> <p>(報酬) 第六条 委員の報酬の額は、日額九千八百円とする。</p> <p>第七条―第九条 (略)</p>	<p>第一条 (略)</p> <p>(職務) 第二条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例表第一第一号に掲げる当該担任事務について調査審議し、意見を述べるものとする。</p> <p>第三条―第六条 (略)</p> <p>(報酬) 第七条 委員の報酬の額は、日額九千六百円とする。</p> <p>第八条―第十条 (略)</p>

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。